

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和7年11月5日（水）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 28 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和7年11月5日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

10番 大崎 章博 11番 高橋 順子

13番 谷越 彦茂 14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 1名

7番 宮坂 博一

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 0名

7. 議事録署名委員

3番 中山 彦信 5番 稗苗 史絵

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和7年度11月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、3番中山委員、5番稗苗委員にお願いいたします。

議案第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が207㎡です。

【議案第28号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員は私ですので説明をさせていただきます。

今ほど事務局より説明があったとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第28号は意見決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・地域計画のブラッシュアップについて
・令和7年度農業委員会視察研修について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 2 時20分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第28号 受付番号1番

申請者		作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地であると判断します。 許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地は平成18年以前より貸駐車場として利用しており、今後も事業を継続して営むためには申請地が必要であり、このたび本申請により是正を行います。	
資力及び信用	申請者は農地でありながら貸駐車場として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため新たに必要な資金はありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界については擁壁を利用し、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されます。 雨水については敷地内U字溝へ取水後、西側排水路へ排出します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		